

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 ( 202011 )	
地域名 (地域内農業集落名)	13 篠ノ井東部地区(篠ノ井東福寺、杵淵、小森、東犀南、神明、西寺尾地区) ( )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日(月) ( 第1回 )	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・狭隘で基盤整備が進んでいないため集約・集積化が困難な農地が多くある。
- ・河川敷の農地について、浸水被害の危険性が高いため耕作放棄地が増加しており、今後の活用方法について識見者の意見も含め検討が必要である。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

堤内地は桃・ぶどうを主要作物とし、桃は早期多収・品質安定・栽培管理のし易さから疎植低樹高栽培をすすめ面積拡大による団地化を形成する。ぶどうは収量・果実品質の確保・省力化ができる平行整枝単梢栽培をすすめ栽培面積の拡大を行う。

水田は狭小農地が点在しているため将来的には受託作業グループへの移行をすすめると共に農業法人による小麦・大豆等の栽培は継続して行っていく。

堤外地は農業法人への農地集積により小麦・大豆等の穀物の作付けをすすめると共に集積が難しい狭小地については省力栽培ができるユーカリを複合経営品目として栽培する。また、競合産地が少ないあんず、国産の95%が信州産のヘーゼルナッツをグループ栽培の品目として中心経営体を中心に研究、栽培をすすめる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	200 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	200 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体の中から実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を農地中間管理機構と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

#### ○基盤整備事業に関する取組方針

農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の区画整理や農道の整備など基盤整備事業について検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

独立就農・親元就農及び安定的兼業農家を基本にそれぞれの意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政及びJAと連携し、農地の確保、中長期的な事業計画の作成、営農指導等、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAから提示される農作業・機械作業の委託を活用すると共に長野市農業公社が運営する事業である農作業お手伝いさん制度を活用する事で、農作業の省力化と労働力確保を行う。  
また、地域のお手伝いさんグループ創設に向けて研究・検討をすすめる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

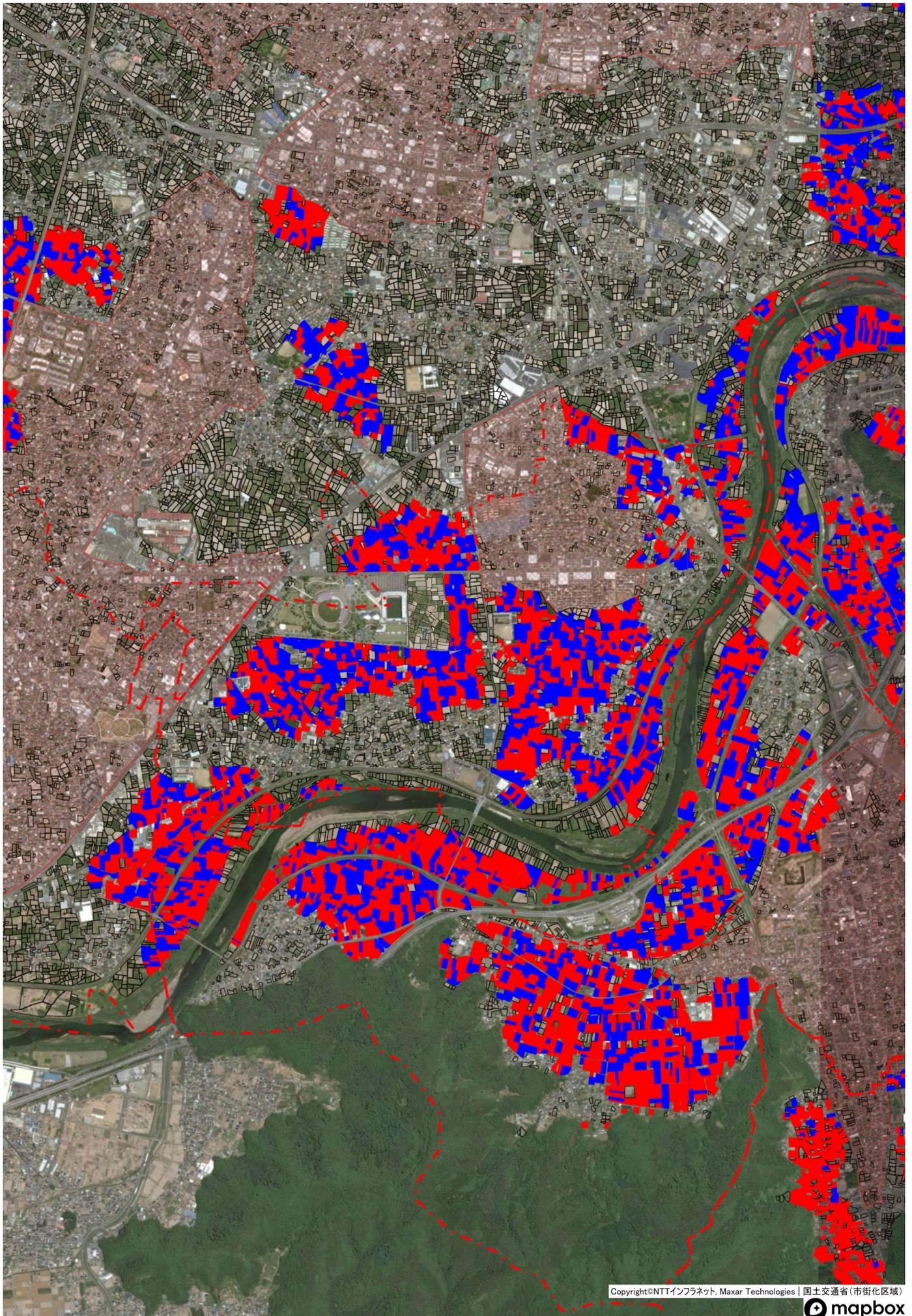
【選択した上記の取組方針】

○河川敷(堤外地)の農地利用に関する取組方針…⑩

河川敷の農地は、台風等により千曲川が増水した際に浸水被害を受けやすいため、営農意欲も削がれてしまい継続が困難な農地が多くあることから、新たな農地利用方法について検討を行う。

○農地の利活用と農業の活性化に関する取組方針…⑩

地域の農業経営における課題解決や将来方針及び河川敷を含めた農地の利活用について検討するため、「人・農地プラン 篠ノ井東部地域会議」を中心に、地域農業の活性化を推進するための取り組みを行う。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作　赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）